

災害時の倫理：トリアージの倫理から災害時の倫理へ

高橋 隆雄

Ethics in disasters: From ethics of triage to ethics in disasters

Takao TAKAHASHI

Abstract

In this paper I want to consider not only ethical principles in disasters, but the relationships between ethics in disasters and ethics in normal situations. To begin with, I define the concept of 'disaster', and make definite the meaning of 'in disaster'. In this paper, I use the period of 'in disaster' as the period of the impact of the disaster and of emergency phase. Ethical principles in that period are different from those of normal situations; however, as far as I know, I can find only a few papers that deal with the nature of ethical principles in disasters directly. Fortunately, there are a lot of literatures dealing with 'triage' from an ethical viewpoint. Therefore, I will take the approach of, first, examining the ethical principles in triage, and then, on the basis of it, considering the nature of ethical principles in disasters. Here, I stated several ethically important points; such as triage in medical settings is utilitarian but doesn't presuppose the good of the community; ethical principles in disasters are based on the primitive response to the requirement of self-preservation; in a disaster we are permitted to give priority to saving our life; at the base of ordinary ethics there is the factor of self-preservation; even in a disaster, ordinary ethical principles work secondarily; the situation of disaster is, in some aspects, similar to the state of nature or state of war in social contract theory.

序：災害と倫理

本稿では、災害時の倫理的原理を考察するとともに、災害時の倫理と平常時の倫理との関係についても検討してみる。「災害時」といっても、広くは、災害に備える時期、天災や事故などの直後、直後からしばらく経った時点までの時期、災害からの復興の時期などの時期に分けられる。ここでの「災害時」とは、天災、事故などに見舞われた直後と、それからしばらく経った時点までの時期、つまり、大きな人的物的被害が生じ、人や食料、医療資源等の不足が際立っている時期のことである。この時期は、実際には、災害からの復興の時期と重複し、分けがたい場合もしばしばあるが、概念上は区別することができる。そして、この時期を、「災害緊急時」と呼ぶこともできる。

災害緊急時の意味での災害時の倫理は、熟慮して判断する時間的余裕がない、人的物的資源が極端に欠乏する、自分の身を守ることと家族や友人を守ることが両立しがたい場合がある、個人よりも集団の安全が重視されがちであるなど、通常時の倫理と大きく異なっている。その点だけでも、検討してみる価値は十分にある。しかし、災害緊急時の倫理自体を扱った研究は、管見ではほとんど見当たらない。ところが、幸いなことに、災害緊急時の医療、とくにトリアージにおける倫理的原理とその正当化について考察した論文は数多くある。それゆえ、本稿では、災害時の倫理の考察にあたって、まずはトリアージの倫理について考察し、そこでの論点を踏まえて、災害時の倫理的原理とその正当化を検討してみる。その際、トリアージの倫理のように災害に対応する専門職の倫理を検討するだけでなく、災害に直面した個人がいかなる原理に則ればよいかについても言及する。このような論点は、もちろん、トリアージの倫理を扱ったこれまでの研究にはなかったものである。また、それに加えて、本稿での考察の有効性についても、災害時のジレンマへの適用を通して考察してみたい。

このような災害時の倫理を考察する意義は、まずは、これまで直接には検討対象とされてこなかった問題を明るみに出し、それについて論じるという点にある。これは理論的な意義である。それとともに、本稿には実践的意義もある。先年の東日本大震災で家族や友人を亡くした人たちが、彼らを助けられなかったことを深く悔やみ罪責感をもつといったことをしばしば耳にする。本稿での考察は、そのように悩む人の心理的ジレンマは解消できないにしても、少なくとも、倫理的ジレンマの解消に役立つと思われる。すなわち、愛する人を助けられなかったことを悔やむ気持ちの解消はできなくても、それに対する罪責感は減ずることができるのではないだろうか。

さらに、災害時の倫理についての考察は、日常時の倫理とはいかなるものかについて、新しい視点からの把握をもたらす可能性がある。これは日常時の倫理、すなわち普通に言われているところの倫理にかんして、その基盤にあることを捉え直すことへといたるかもしれない。これについては第3章で簡単に触れてみたい。

1. 災害と災害時

(1) 災害の定義

災害時の倫理を考察するにあたって、「災害(disaster)」とは何であるかについて考えてみよう。それについては広範な共通理解があるように思えるが、実際には、多くの定義が並び立っているのが現状である。

「災害の定義を求めたり提唱したりすることは、物知り顔な学者たちの知識を掘りおこす複雑な作業となることがあり、かなりのフラストレーションをもたらす」⁽¹⁾とあるように、「災害」には定まった定義がない。定義の乱立は、主として、学問領域ごとに定義が変わることによっており、災害の引き金となる出来事を重視するか、それとも、引きおこされた社会現象に着目するかが、大きな争点となってきた(注1の論文参

照)。本稿では、そうしたフラストレーションを生む問題に立ち入らないが、ここで用いる「災害」という言葉の意味をある程度、明確にしておく必要がある。

辞典類を見てみると、たとえば『広辞苑』では、「災害」とは「異常な自然現象や人為的原因によって、人間の社会生活や人命に受ける被害」とある。

『ブリタニカ国際大百科事典』には、もう少し詳しく次のようにある。「地震、噴火、台風、洪水、旱魃、冷害、大火、伝染病などによって引起される、予想もしなかった「災い」と、その被害の惨状を災害という。災いの字は「洪水と火事」を意味するといわれ、古くから天変地異による天災と考えられたし、英語の dis-aster も「不吉な星」を表している。天災に対する言葉としては、人々がみずからの不注意から起したという意味の人災がある。環境汚染とされる近年の大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭、それに地盤沈下などはまさに人災といってよいであろう。いずれにせよ、災害とは社会が予想できなかった原因と経過によって個人または集団が元の生活や活動へ回復することが困難または不能となるような損害を受けることをさす。」

『広辞苑』の定義はコンパクトで要領を得ているように思われる。ただし、「人間の社会生活や人命に受ける被害」の程度について言及していない。また、災害の引き金となるものを「異常な自然現象や人為的原因」としているが、「異常な自然現象」については大体の予測はつくが、「人為的原因」に何がふくまれるのかあいまいである。『ブリタニカ国際大百科事典』では、天災とともに、人災の例として環境汚染、地盤沈下などが挙げられている。しかし、「人為的原因」はこれに尽きるだろうか。普段われわれが「災害」という言葉で意味することは、もっと広いと思われる。

辞典を離れて、災害への実際の対処を規定する法律を見てみよう。

「災害対策基本法」(平成 26 年 11 月 21 日改正) 第二条第一項では、「災害」についてつぎのように述べられている。「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。」

異常な自然現象や大規模な火事や爆発だけでなく、それと同程度の被害をもたらすもので、政令で定める原因により生ずる被害も災害とされている。ここでの「政令で定める原因」とは、「災害対策基本法施行令」第一条にある「放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故」のことであり、大規模な事故も災害に含まれると明記されている。

人為的原因にさらに多くのことをふくめる立場もある。たとえば RMF.ジルによれば、人災(man-made disaster)は、陸、海、空の交通、また化学、放射能、生物に関わる産業とともに、戦争やテロ等の紛争(conflict)をふくむ⁽²⁾。テロは日本に無縁のことではない。オウム真理教による地下鉄サリン事件というテロによる大規模被害をすでに日本は経験している。世界的に紛争が激化する中であって、日本が国際テロの標的

になることも十分考えられる。防災においては、想定されるあらゆる災害を念頭に置く必要があり、テロによる大規模な被害も災害に含めておくべきと思われる。

本稿でもこのような広義の立場を採用する。すなわち、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象、大規模な火事、爆発、また、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故、および戦争やテロ等の紛争により生ずる大規模な被害を、総じて災害と呼ぶことにする。

もう一点、付け加えておきたい。それは本稿の論点と深く関わることである。

P.モフェットは、災害には79の定義があるという。そして、災害の基礎的な定義として次のように述べる。「災害とは、必要な支援が利用可能な資源を超えるにいたる出来事である。」⁽³⁾

ここには、きわめて簡潔にはあるが、災害においては支援の必要量が利用可能な人的物的資源を超えることが指摘されている。このように、災害は、大規模な被害だけでなく、被害の回復には現状で利用可能な資源では足りないことも含意している。

(2) 災害のサイクル

「災害」を上のように広義に用いるとして、つぎに災害時の倫理を検討してみよう。その前に、災害時と一口にいても、災害の前後、そして最中では倫理的原理が異なりうることに注意すべきである。たとえば、災害の予防や復興の時期には、通常時の倫理が適用できても、災害緊急時には別の倫理が優先すると思われる。そこで、本稿での考察対象である「災害時」の意味を限定する必要がある。

災害をめぐるサイクルはいくつかの仕方で分けることができる。

E.K.ノジは災害サイクルを次のような連続する5つの相に分ける⁽⁴⁾。

① 災害のない、あるいは災害の間の相(the Nondisaster or Interdisaster Phase) :

防災計画、防災訓練・教育が行われる。

② 災害直前あるいは警告の相(the Predisaster or Warnig Phase) :

警告を発し、災害予防の行動をおこし、できれば住民を避難させる。

③ 直撃の相(the Impact phase) :

災害が発生し破壊、負傷、死が生ずる。この間は数秒のこともあり、数日、数週間の場合もある。この相は、災害自体の性質、人口密度、健康状態、気候、医療機関の状況に応じてさまざまである。

④ 緊急の相(救助あるいは孤立の相)(the Emergency Phase (also called the Relief or Isolation Phase)) :

災害直後から始まる被災者への救助の期間。この時期、地域共同体は孤立し、救助活動は、助かった者自らが地域で活用可能な手段を用いて行う。

⑤ 復興あるいは復旧の相(the Reconstruction or Rehabilitation Phase) :

被災した施設や建物の復興、医療サービスの再建などで、災害前の状態への復旧がめざされる。また、災害からの教訓を防災計画に生かす時期でもある。

R.A.ジョーンズは以下の4つのサイクルに分けている⁽⁵⁾。

(i) 減災(Mitigation) :

将来の災害の被害を想定して、それを最小にする取組みの段階。

(ii) 計画(Planning) :

防災計画を立てる段階で防災訓練・教育もふくまれる。総合的な計画の段階、そして脅威が差し迫った場合の警告、避難経路の指示等の対応の段階よりなる。

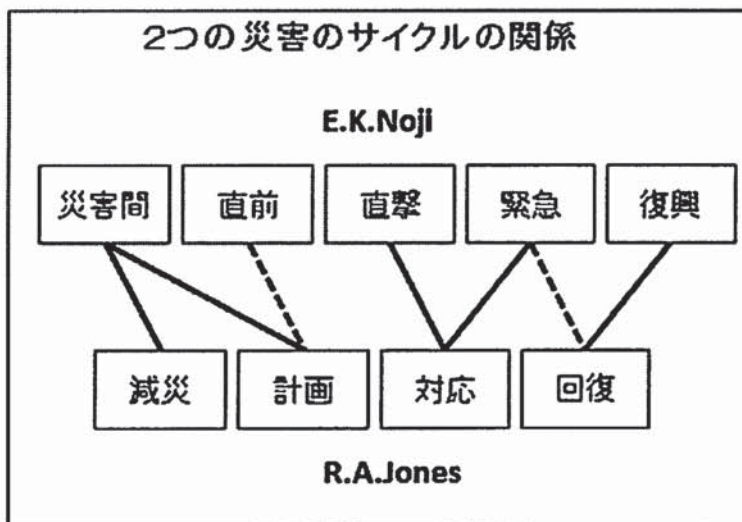
(iii) 対応(Response) :

災害の最中、またその後の人命損失を防ぐ直接の努力の段階。地域の救助プランの発動、探索と救助、緊急の医療処置、避難指示等がふくまれる。

(iv) 回復(Recovery) :

電気や水道等のライフラインの復旧、警察、病院等の機能の回復、避難した被災者の帰還等、被害地域を原状復帰させる段階。この段階は、食料、避難所、緊急医療処置等の必須のニーズの回復段階である短期的回復と、それ以後の数か月あるいは数年にわたる長期的回復の段階に分かれる。

以上の2つの災害サイクルの対応は下図の如くである。実線は強い対応関係、破線は弱い対応関係を示している。



本稿で「災害時の倫理」というときの「災害時」とは、ノジのいうところの「直撃の相」と「緊急の相」、ジョーンズでいえば「対応」の段階にほぼ対応している。すなわち、災害発生直後の破壊と、犠牲者、負傷者の発生から、人命を救うための探索と救助の初期の段階を「災害時」と呼ぶことにする。「災害緊急時」と呼ぶこともできるだろう。「ほぼ対応している」と述べたのは、上図の災害サイクルの対応からも見てとれるように、また、各相、各段階が連続しており明確に区別できないことからわかるよう

に、災害時について厳密に規定することは困難だからである。

2. 災害時の倫理

(1) トリアージ

上で述べた意味での災害時の倫理は、検討してみる価値は十分にあるが、災害緊急時としての災害時の倫理自体を扱った研究はほとんど見当たらない。ただし、幸いなことに、災害時の医療、とくに治療や病院搬送の順位を決める「トリアージ(triage)」における倫理的原理とその正当化について考察した論文は数多くある。それゆえ、本稿では、災害時の倫理の考察にあたって、まずはトリアージの倫理について考察してみる。そして、そこでの論点を踏まえて、災害時の倫理的原理について検討する。トリアージの倫理的考察ではこれまで、災害に対応する救助の専門職の倫理が検討されてきたが、本稿ではさらに、災害に直面した個人が則るべき倫理原理についても言及することにしたい。

まずトリアージについて簡潔に述べてみる。

Dictionary of Disaster Medicine and Humanitarian Relief(second edition) には、次のようにある⁽⁶⁾。「災害の被害者の疾病・負傷の程度や深刻さ、医療施設および搬送機関の利用可能性に応じて適切な治療をおこなうための選別・分類。」

トリアージを行うのは、災害などによる傷病者が多すぎて、医療への要求が対応能力を超える場合である。そのような状況では、医療施設や搬送機関の能力に応じた対応をするしかない。

トリアージは原則として医師が行うが、実際には看護師や救急救命士が行う場合がある⁽⁷⁾。トリアージにおいては、負傷の程度を明示するために、傷病者にいわゆるトリアージ・タグをつける。タグには傷病者の氏名、年齢、性別、住所、電話、トリアージ実施日時、実施者、搬送機関、修養医療機関、バイタルサイン、傷病名と状況などを記入するが、一目で傷病の程度を示すために、色別の表示を用いる。

色別の表示はもぎり式の表示であり、下から、軽処置群は緑色(III)、非緊急治療群は黄色(II)、最優先治療群は赤色(I)、死亡および不処置群は黒色(0)の4群・4色で構成されている。たとえば、搬送・治療をしない緑色の軽処置群であれば、タグはもぎとらない。赤色の最優先治療群ならば、黄色以下を切り離す。

トリアージと通常の医療における対応の大きな相違は、治療の優先順位にある。医療設備や人員が確保されている通常の場合であれば、治療は来院の順になされる(“first come, first served” rule)が、トリアージでは、一刻を争う病状で治療による回復可能性の高い最優先治療群が優先される。そうでない非緊急治療群はそのつぎに順位づけられ、軽処置群は歩いて帰宅あるいは自力で医療機関に行くことを求められる。そして、死亡および不処置群の順番は最後であるが、実際は、搬送や治療を行わない。死亡の場合は仕方ないだろうが、処置すれば救命の可能性がゼロでない不処置群を治療し

ないというのは、通常の医療では考えられないことである⁽⁸⁾。

(2) トリアージの倫理

トリアージの倫理について、岡本天晴・櫻庭和典「トリアージの倫理」の叙述を参照してみよう⁽⁹⁾。

岡本・櫻庭は次のように述べる。「これまでは、医の倫理は主として平時の医療に関してのみ論ぜられてきている。平時の医の倫理は、病人個人の治療救済の場でのそれであり、ヘルシンキ宣言もバイオエシックスもインフォームド・コンセントもその線上で考えられている。しかし、大規模災害時や有事に行われるトリアージの医療は、集団の安全と救済のために行われるのであるから、その倫理は、個人の倫理はプライバシーは著しく制限されてくる。なぜなら、トリアージは、患者の救済の場において、トリアージできる有能な卓越した医師が、良い意味でのパターナリズムを発揮して、専権的に負傷者の病態に応じて患者を選別して治療を行うからである(注9の論文 pp.72-73)」。

また、トリアージが傷病者を分類する点で非人道的でありヒポクラテスの誓に反するという否定論に対しては、昭和57年の日航機羽田沖墜落事故においてトリアージを行わなかったため大混乱が生じたとし、次のように主張する。「このように見えてくると、大災害時の非常時に有効な対応をしない医療は混乱のみをもたらす非人道的なそれであるといえる。(中略)そもそも人の権利は、個人をとりまく状況の中で、存在するものである。大災害という異常事態においては、個人の権利が制限され集団の利益が守られることは、人が社会的存在である以上致し方のないことである。」(同 p.79)

ここには、災害時のトリアージの倫理と平常時の医療の倫理の相違が、「集団の安全と救済」と「個人の治療救済」という対比でもって示されている。引用文では、トリアージの倫理の基盤について明示されていないが、功利主義の立場であると読みとることができる。また、「人は社会的存在」ということから、個人主義的ではない立場も読みとることができる。

岡本・櫻庭では、通常時の医療の倫理とトリアージの倫理の対比が主として語られている。しかし、トリアージにおいてもビーチャム&チルドレス流の医療倫理の原理がある程度は機能しており、パターナリズムが完全復活するとはいえないだろう。

たとえば、D.K.ソコルは、いわゆる医療倫理の4原理「患者の自律尊重」、「善行」、「無危害」、「正義」の中で、災害時には医療資源の配分にかかわる正義の原理が優先され、患者の自律尊重は二次的的重要性しかもたないという。しかし、いいかえれば、これは、患者の自律尊重原理は二次的にではあれ原理として機能することを示している⁽¹⁰⁾。

同様のことは、The State Expert Panel が作成した”Ethics of Health Care Disaster Preparedness”でもいえる。ここでは、公正(Fairness)、人格の尊重(Respect for Persons)、連帯(Solidarity)、最小の危害(Limiting Harm)が挙げられ、それらが災害

という特殊な状況下でも相応の機能をはたすべきことが主張される⁽¹¹⁾。また、そうでなければ、トリアージから病院への搬送、そして治療へといたる一連の流れが倫理的に途切れたものになってしまうだろう。

トリアージについての概略は以上の如くであるが、トリアージの考えを支える倫理的基盤はいかなるものだろうか。岡本・櫻庭では功利主義が基盤にあるといえる。上掲のソコルでは倫理的基盤への言及は見られないが、The State Expert Panel 作成の文書では、災害時における公正という価値について次のようにある。「資源が不十分である場合、資源の公正な配分は個人にとって最善ではなく、共同体にとって最大の善という原理にもとづく。」ここには基盤として功利主義を見てとることができる。

トリアージの倫理的基盤を功利主義に求めることに反対する立場もある。

R.ベーカーと M.ストロスバーグの主張を見てみよう⁽¹²⁾。彼らによると、H.T.エンゲルハート Jr.A.R.ジョンセン、P.ラムゼイ等は、トリアージは希少資源の配分にかんする功利主義的原理であるとの共通理解をもつが、それは間違っている。その共通理解とは、たとえば戦場におけるトリアージは勝利という共通善への貢献、そして地震や火事でのトリアージは公共の安全という公共善への貢献が負傷者の選別の基準であるというものである。

彼らはまず、ICU でのトリアージを取りあげる。そこでは、単純に、生存の見込みの高い患者が優先されるが、集団の善については考慮されていないし、その後の生活の質(QOL)等についても考慮されない。このようなトリアージの解釈について4つの立場が考えられると彼らはいふ。

- ①軍事におけるトリアージは功利主義的だが、市民を対象のトリアージはそうでない。
- ②トリアージは、正義の要素を組みこみ生理学的側面にのみ着目した功利主義である。
- ③ICU のトリアージは素朴功利主義的である。洗練された功利主義ならば、まず共通善に言及し、つぎに QALY (質調整生存年, Quality Adjusted Life years) などを組みこむだろう。
- ④トリアージは素朴功利主義的ではなく、理論的に洗練された平等主義的なものである。

彼らが支持するのは、一見すると見込みのない(*prima facie unpromising*) ④である。

彼らはトリアージの創始者として名高いフランスの軍医 D.J. ラレイ男爵の著作中に、治療の優先順位は軍隊での階級と無関係であるという表現があることを重視する。そして、ラレイの指揮する軍医たちは原隊復帰を最重要事項とみなしていなかったと述べる。それゆえ、軍事におけるトリアージさえ功利主義的というよりも平等主義的であると解釈する⁽¹³⁾。また、彼らはトリアージにおける優先順位は、社会契約論やロールズの無知のヴェール論⁽¹⁴⁾のように、当事者の自発的な同意にもとづくとして解釈し、平等を功利主義的な判断に対する制約として捉えるため、トリアージを素朴であれ功利主義的とみなすことをしないのである。

(3) 自己保存の要求とそれへの応答

しかしながら、ベーカーとストロスバーグの主張には無理があると思われる。まず、レイについてであるが、彼は負傷の治療に際しては敵味方を区別しない立場をとったので、階級の区別も考慮しなかったかもしれない。しかしここで、レイを離れて、軍事におけるトリアージ一般を考えてみよう。原隊復帰は最重要事としてある。ロールズ流の無知のヴェールのもとで、迅速に治療すれば助かる重傷者よりも速やかな原隊復帰が可能な者を優先するトリアージに、どれだけの人が賛成するだろうか。おそらく大半の人が反対するだろう。

資源の希少な災害時ではどうだろうか。はたして現行のトリアージの優先順位に全員が合意するだろうか。社会全体の善を考えて、年齢や家族構成、職業を考慮すべきと主張する人がいても不思議ではない。また、自分が瀕死の重傷を負った場合、たとえ救われる人数が減ろうとも、万が一にも助かる見込みがあれば、自分の治療を後回しにされることに不満を抱く人がいるのではないだろうか。そのような人は、瀕死の重症者を最優先する、あるいは少なくとも非緊急治療群より優先することに同意するかもしれない。ロールズの場合は、善や財に富んだ生活のメリットよりもきわめて貧しい生活のデメリットが勝ることで、全員に自由や基本的権利が与えられるだけでなく、社会における不平等の是正が原理として選ばれた。裕福な生活がある程度断念して、より貧しい人びとの生活を向上させることが全員一致で同意される。しかし、トリアージの場合は、断念するのは富裕な暮らしではなく、瀕死の重傷であるが助かる見込みがかすかとはいえある、自分の生命なのである。

では、トリアージの目的は、岡本・櫻庭がいうように「集団の安全と救済のため」、あるいは、上述の共通了解のように「公共安全という公共善」なのだろうか。もしそうならば、トリアージの倫理的基盤は功利主義にあるといえる。

その考えに対しても疑問が生ずる。もしも集団や公共安全が目的ならば、その目的の実現のためには、傷病の重症度以外に別の要素、たとえば、傷病者の職業、年齢、家族の有無、社会的貢献度などを考慮する必要があるだろう。ところが、一般に、トリアージの規定にはそのような考慮すべきことがらは見当たらない。たしかに、現役の大臣が負傷者の中にいた場合は、国の安全と秩序の維持のため大臣の治療を優先することがあるだろう。しかし、大臣の優先は例外であり、また、そのことはトリアージの基底に功利主義的な原理があることではなく、トリアージでの優先順位よりも功利主義的な優先基準が勝る場合があることを示しているにすぎない。

ただし、軍事におけるトリアージは、傷病者の原隊復帰、そして戦闘の勝利・継続を目的とするものであるかぎり、集団の善の最大化をめざすという意味で功利主義的である。このように、軍事におけるトリアージは明確に功利主義的であり、災害時のトリアージやICUでのトリアージとは倫理的基盤が異なっている。

軍事におけるのではないトリアージの倫理的基盤は、集団や共同体の安全や秩序を基準とする功利主義でもなければ、社会契約説にもとづく平等主義でもないとしたら、いかなるものだろうか。

そこにあるのは、生物としての人間にとって基本的な欲求また傾向性としての、生きること、自己保存することの尊重であろう。この自己保存は、たとえば、T.ホッブズの自然権の核にあるし、J.ロックの基本的権利（生命、自由、財産）の中核にある。すなわち、社会契約説で前提する人間の基本的権利の基底にある。災害緊急時としての災害時には、人間のもつ、社会的人間としての側面である職業、性別、年齢、そしてぎりぎりの状況では家族関係さえ背面にしりぞいて、いわば前社会的な原初的側面である人間の赤裸々な本能としての自己保存への傾向性が前面に浮上する場合がある。そのように、医療資源が希少である災害時においては、自己保存という根源的な要求に応答することが求められる。ここにあるのは、各人の同意や合意によって承認された規則にしたがうことであるよりも、同意や合意以前にある人間の根源的な要求への応答であるといえる。そして、できるだけ多数の人の自己保存への要求に応えるようにすること、それがトリアージにおいておこなわれていることであるといえる。

できるだけ多数の人の要求に応えるという点について、これまで功利主義的な解釈がなされてきた。ただし、トリアージにおいては、前社会的で原初的狀態が表出しており、いわゆる社会、共同体や集団の善は前面に現れない。そこに現れるのは、災害の現場という状況下での最善である。では功利主義的でないかということ、そうではない。そのような状況における善の最大化を正しいこととするのは、行為の結果として生ずる効用を善として、その善の最大化を正しいとするものであり、帰結する効用（善）の最大化を正とする立場、すなわち功利主義の立場である。その意味で、ここには、社会や共同体が背景に退いているとはいえ、功利の原理が出現している。

すなわち、トリアージにおいては、自己保存の要求に応えること、それゆえ、傷病の重症度のみを考慮して搬送・治療の優先順位をつけることが第一次的な原理かつ功利主義的原理である。自由、平等、集団や社会の善への貢献などはそれに次ぐ二次的な原理、つまり、できるかぎり尊重すべきこととしてトリアージに反映される。

さらに検討してみよう。自己保存という根源的な要求への応答、そしてできるだけ多くの人の自己保存の要求に応えることは、古今東西において災害時や軍事において行われてきた。それを首尾よく遂行するためのトリアージは近代に入ってから導入された。兵士と市民が対象では多少の異なりがあるが、ある種の平等性（傷病の重症度を基準とする事）がトリアージには含まれる。それだから、ベーカーとストロスバーグはトリアージを、契約説にもとづき平等主義的に解釈しようとしたのである。彼らの解釈には賛同できない点があるが、トリアージは功利主義が含む以上の平等性を含むといえる。功利の原理、単純には、「最大多数の最大幸福」においては、（種々の意味をとりうるが）幸福が善であり、その善の最大化がめざされる。その際に、一人を一人として

数えることが前提される。つまり、どのような人であれ、人は、幸福量の大小によって捉えられるのである。しかし、幸福量の大小は、たとえば年齢、心身の能力、職業、家族構成などの属性に左右される。この点で、傷病の程度のみを基準にするトリアージの方が、より平等の要素を含むといえる。

(4) 災害時の倫理

序においても述べたように、これまでトリアージの倫理を扱った文献は多いが、災害時の倫理自体を考察したものはほとんどない。そこで、本稿ではまずトリアージの倫理について検討してきた。本節では、それを踏まえて、災害時の倫理について考えてみたい。

トリアージの倫理の検討において、災害の緊急時には人間の根本的な本能である自己保存への傾向性が倫理の核にあると解釈できることを示した。トリアージにおいては、自己保存への根源的要求に応える、しかもできるだけ多くの人の要求に応えることが行われている。そこには、社会や集団の善の最大化が明示されていないにしても、功利主義的立場が現れている。ただし、われわれは近代という時代に生きており、通常時では、自由、尊厳、連帯といった基本的価値に対応する倫理的原理にしたがっている。そのため、現代におけるトリアージは、今の時代にふさわしい倫理的原理を背景にもつことになる⁽¹⁵⁾。

災害時の倫理は、以上のことから、人間の根本的な傾向性である自己保存への要求に応えることを第一義とし、近代そして現代の倫理を背景とすると捉えることができる。まずは、トリアージを行う医療者、そして災害時に救助にあたる警察官、消防署員、救急隊員、消防団員などに直接に当てはまる倫理的原理として、以下のような原理をみちびくことができる⁽¹⁶⁾。これは、いわゆる自助、共助、公助のうちの共助、公助にかんする原理である。

(A) できるだけ多くの人命の救助、安全確保に努めるべきである。しかし、自らの身の安全が脅かされる状況においては、自らの安全の優先が許容される。

その際に、

(B) できるかぎり、人の尊厳への配慮、人権への配慮、連帯への配慮などをすべきである。

(A) は原理なのでできるだけシンプルに述べているが、たとえばトリアージの場合は、上述のように、搬送・治療の優先度の基準が傷病の重症度であることが付加されることになる。ここに挙げた災害時の倫理は、直接には、トリアージなどを行う医療者や災害時に救命や救援活動をする人に当てはまるが、少し修正すれば、自助のケース、すなわち災害の直撃時に避難に努める人にも適用できる。それについて考察してみよう。

災害の緊急時は、医療資源、通信手段、交通手段などが極端に不足または破壊され、社会や集団による支援に頼ることができない状況にある。とくに、災害直撃時の避難者は自らの命を守るのに手いっぱいの状態にある。

そのような状況下では、自らの安全、自己保存の要求に応える行動が優先される。それは、救命・救助に当たる職や役についている人の場合と同様に、倫理的義務ではないが、倫理的に許容されることである。ただし、当然のことであるが、他者も同様に自己保存の要求をもって行動しているのであるから、正当防衛や緊急避難などの場合以外は、自らの安全、自己保存のために他者に故意に危害を加えてはいけないうし、人権などへの配慮も必要である。これは (B) の原理が示すところである。

もう少し述べてみよう。災害から身を守ることは、たいていは家族や友人、あるいはたまたまそこに居合わせた人たちと互いに助け合うという共助の中で行われるのであり、自助とともに、共助としての善行が前面に出る。しかし、自らの命を守ることさえおぼつかないような極限の状況では、自助のためには、究極の選択として、家族や友人たちを見捨ててしまうことも倫理的に許される。当然ながら、見捨てることと危害を加えることは別である。また、自助を優先しつつも、できるかぎり他者への援助を行うことが望ましい。救命や救助を職業としている人や救助の自主組織の一員ではない場合、家族や友人の救助を優先することも倫理的に許されるだろう。そして、他者の救助はいかに「望ましい」ものであっても「べきである」ではない。また、その際、他者の尊厳や人権への配慮などを忘れてはならない⁽¹⁷⁾。

よって、災害に直撃され、避難を余儀なくされている人にとっての倫理的原理は以下のようなになる⁽¹⁸⁾。

(A1) 家族、友人をはじめとして、できるだけ多くの人命の救助、安全確保に努めることが望ましい。しかし、自らの身の安全が脅かされる状況においては、自らの安全の優先が許容される。

その際に、

(B) できるかぎり、人の尊厳への配慮、人権への配慮、連帯への配慮などをすべきである。

「自らの命を守ることさえおぼつかないような極限の状況では、自助のためには、究極の選択として、家族や友人たちを見捨ててしまうことも倫理的に許される」と述べた。これを倫理的原理とすることにより、迫りくる危難を前になすすべもなく家族や友人を目前で亡くした人の倫理的責任を解除することができると思われる。もちろん、心理的な呵責は簡単には解除できないが、少なくとも、倫理的な罪責感は減少するのではないだろうか。

消防団員が身の危険をかえりみずに救助に向かい、団員が、あるいは団員も被救助

者もともに亡くなる場合をしばしば耳にする。そのような勇気ある美しい行動は、(A)によれば、倫理や道徳が要求することではない。かといって、もちろん、倫理的に許されないことではない。それは倫理や道徳を超えた称賛されるべきこと(supererogatory behavior)であり、人類の誇りともいうべきことである。とはいえ、消防団員たちには、他者の救助よりも、自らの安全の確保を優先することが許されている。この原理は、助けに行かなかったことで人を救えなかったことを悔やむ消防団員や救助の役にあたる者の倫理的罪責感をやわらげることだろう。

以上、災害時の倫理的原理について考察してきたが、これらはいったい実際に役にたつ原理なのだろうか。一般に、哲学者や倫理学者のいうことは机上の空論が多いといわれるが、これも空論で終わるのだろうか。

こうした疑問に対して、災害時のジレンマをいくつかあげて、それらに上述の原理を適用してみよう。事例は、『クロスロード』にあるものを用いている⁽¹⁹⁾。この場合、問題に直面しているのが誰であるか(住民か、救急隊員かなど)が重要となる。

(i) 海辺の集落の住民:地震による津波が最短10分でくるとされる集落に住んでいる。今、地震発生。早速避難を始めるが、近所のひとり暮らしのおばあさんが気になる。

「まずおばあさんを見に行く？」

解答) 最短で10分で津波がくる状況では、おばあさんの家が避難経路の途中でなくてもないかぎり、自らの安全の確保はきわめて難しい。また、救助の専門職や消防団に所属していないので、他者の救助は義務ではない。よって、上述の(A1)より、おばあさんの確認をしないことは倫理的に許容される。

(ii) 海辺の集落の自主防災組織リーダー:10分前の地震で津波警報発令。ラジオは40分前後で第一波が来襲する危険と報じている。みなで声を掛け合い、10分あまりで高台への避難を完了した。が、一家族4人だけ姿が見あたらない。「探しに戻る？」

解答) 上の事例と異なり、自主防止組織のメンバーであるから、自らの安全確保をした上での救助は義務である。津波襲来まで30分あるので、その時間に間に合うかぎり救助活動をすべきである。

(iii) 母親:大地震後、小学校へ行っている我が子を迎えに行くが、途中で人が生き埋めになっているのを発見。他に人はいない。しかし、我が子も気になる。「まず目の前の人を助ける？」

解答) (A1)より、自らの安全が想定される条件下で、できるだけ多くの人命の救助、安全確保に努めることが望ましい。生き埋めの人救助は義務ではない。また、たしかに、我が子は大切ではあるが、ほとんどの場合、小学校の教員が我が子の安全を守っている。たとえ我が子が危険な状態に置かれていても、母親が貢献できることはかぎられる。そうであれば、自分が助けられるかもしれない目の前の人を助ける方がよいだろう。

(iv) 救急隊員：多くのけが人が出た現場。がれきの下から家族が救出された。父親と母親は重傷だが手術すれば助かりそうだ。子どもは心肺停止状態。「助かりそうな両親から運ぶ？」

解答) トリアージの事例である。(A)の「できるだけ多くの人命の救助、安全確保に努めるべきである」と、傷病の重症度を基準にして優先順位をつけることにより、救命の可能性の高い両親から搬送すべきである。

(v) 川沿いの集落の住民：母(65歳)、妻、小学生の子ども2人の4人で留守番中。激しい雨が降り続けている。今、洪水の危険があるとして集落に避難勧告が出たことを防災無線で知った。しかし、現在深夜12時。「今すぐ、避難を始める？」

解答) これは、いまずぐの避難が、家に留まることより安全かどうかにかかっている。ここでは、避難所への経路の安全性や避難訓練の実施の仕方などの要素が重要となり、倫理的原理だけによるジレンマの解決は難しい。当然のことであるが、倫理的原理ですべてのジレンマが解決できるわけではない。ジレンマができるだけ起きないようにすること、すなわち、避難経路の安全確保、事前の訓練、警報発令時間の再検討などの災害前の準備が重要である。

(vi) 市役所の職員：大地震から24時間。激震によって市庁舎が全壊状態に。しかし、災害対応のために必要な書類は、倒壊の危険もある庁舎内の事務所にしかない。「立ち入り禁止の命令を無視して書類を取りに行く？」

解答) (A)「できるだけ多くの人命の救助、安全確保に努めるべきである。しかし、自らの身の安全が脅かされる状況においては、自らの安全の優先が許容される」とあり、自らの安全が想定できない状況では、倒壊の危険のある事務所に書類を取りに行く義務はない。ただし、そうした状況下でも、多くの被災者の支援のために事務所へ行く人があるかもしれない。命令違反であるが、原理の語るところは「自らの安全の優先が許容される」であって、「自らの安全を優先すべき」ではないので倫理に反していない。その人は、倫理や道徳を超えた行為をしているのである。また、このように倫理を超えた勇気ある行動によってしか解消しがたいジレンマを生じさせないように、たとえば重要な書類を倒壊しがたい場所に保管することなどが求められる。

3. 災害時の倫理と通常時の倫理

(1) 裸の人と豊かな人という捉え方

以上、災害緊急時としての災害時の倫理について概略を述べてきたが、この節では、災害時の倫理と通常時の倫理の関係について考察してみたい。

いくつかの視点から論じることができるが、まず災害時と通常時における倫理的行為の主体であり客体でもある人についての考え方が、両者では大きく異なるといえる。災害時には、原理(A)「できるだけ多くの人命の救助、安全確保に努めるべきである。しかし、自らの身の安全が脅かされる状況においては、自らの安全の優先が許容され

る」からうかがえるように、自他をふくめた人は、安全、危険という観点でのみ捉えられている。自らの安全の確保、そして他者の救命、救助以外の要素、たとえば、その人の年齢や性別や家族の数、人柄などは、ここでは考慮の外にある。また、これまで述べてきたように、トリアージの場合は、安全、危険ということが傷病の重症度にもとづいて把握される。いずれにせよ、災害時において人は、通常時の倫理において重視される年齢、性別、国籍、職業、家族関係、人柄などの属性を括弧に入れた状態で捉えられている。

このように捉えられた人は、年齢、性別、国籍、職業、家族関係、人柄など人のさまざまな属性を取り去ったあとの、いわばシンプルでつるりとした人そのものが捉えられているので、「裸の人(bare person)」と呼ぶことができるだろう。とすれば、通常時では、人はそれらの属性を豊かにもつものとして、つまり「豊かな人(rich person)」として捉えられているといえる。災害時と通常時では、このように、人はそれぞれ「裸の人」、「豊かな人」という異なる仕方で把握されている。

原理(A)でも(A1)でも、災害時には、自らの身の安全を求める存在、自己保存の要求をもつ存在としての人がある。ここには、いわばもっとも裸の人が現われている。それに対してトリアージでは、傷病を負っているという属性が加わっており、その重症度が重要な要素とされているので、裸の度合いが低い。災害直後に避難する人の原理(A1)では、「家族、友人をはじめとして、できるだけ多くの人命の救助、安全確保に努めることが望ましい」とあるように、家族、友人という属性が登場している。救助を義務とする人の場合(原理(A))に対象となる人よりも、ここでは裸の度合いが低いといえる。このように、裸の人とはいえ、裸である度合いに違いがある。

他方で、豊かな人についても同様のことがいえる。たとえば、健康について社会的レベルで扱う公衆衛生は、人々を集団として捉え、統計的分析の手法を活用する。ここでは、人はたんに傷病の重症度で測られるわけではないが、集団としてのまとまりが重視されており、統計的量的分析の対象とされる。それに対して、通常、治療の対象となる人では、個々人の属性や傷病にかんする特徴が考慮され、その人に応じた治療や看護が施される。ここにおいては、豊かさが公衆衛生の場合よりもまさっている。それでは、医療において、もっとも豊かな仕方で人を捉えるのはいかなる仕方だろうか。それは、通常の治療が関与する以上に豊かに人を捉えることであり、いわゆる患者の自律尊重などの医療の原理が要求することを超えた、医療者と患者の深い関わりに現われている。そこでは、患者の身体的、心理的状态だけでなく、患者が歩んできた人生や大切にしてきた価値、好みなどにも着目する。患者をこのように捉えることは、「ケア」とか「ケアリング」と呼ばれる領域で行われている。このように、ケアの領域を位置づけることができる。

(2) 災害時と通常時

災害緊急時としての災害時には、人間のもつ、社会的人間としての側面、たとえば、性別、年齢、国籍、職業、家族関係が背面にしりぞいて、いわば前社会的な原的側面である、人間の赤裸々な本能としての自己保存への傾向性が前面に浮上する場合がある。そのことを上では、「裸の人」と「豊かな人」の対比で述べてみた。

それとは別に興味深いのは、通常時が、天災、大規模事故、テロなどにより、たちまち災害時に変貌する点である。通常の平穏な日常の背後あるいは根底には災害時がかくれている、それはいつ現出するかわからない。そして、人類の歴史を通じて、地球上のどこかでは災害時が現われているし、災害時が常態になっている地域さえある。災害時は、けっして例外的な時ではないといえる。

通常時の中に突然、災害時が出現するということは、強盗が出現すると社会状態は戦争状態に戻るとした J.ロックの叙述を思い出させる⁽²⁰⁾。ロックは、「平和、親善、相互扶助および生存維持の状態と、敵意、悪意、暴力、および相互破壊の状態」の前者を「自然状態」、後者を「戦争状態」に帰して違いを示している。しかし、自然状態では、倫理的原理は存在しても、権限のある共通の裁判官がいないことを特徴としており、いったん戦争状態になると、どちらかが降伏するまで戦争状態が継続する。そこから、人々は自然状態を離れて社会状態へいたることになるわけである。ところが、権限ある共通の裁判官がいて、法が存在する社会状態にあっても、強盗が私の生命を脅かすときにはたちまち戦争状態が出現する。ロックはこう述べる。「私の生存維持のために作られた法は、もし一度失われればもはや償うことのできない私の生命を当面の暴力から保護するためにそれが役に立たないときには、私の自衛を認めるし、また戦争の権利は、侵害者を殺す自由を許すのである。」(『市民政府論』p.25)。

災害時と戦争状態は、通常時や社会状態のさなかに突然出現することが多い。そして両者の共通点は、私を含む人の生命が危機に瀕している、しかもそこでは通常のような仕方で法や権利に頼ることができない点にある。それゆえ、自他の自己保存、生存の確保が先決問題となるのである。

次に、災害時と戦争時の相違点について考えてみよう。ロックによれば、強盗の出現は社会状態を戦争状態へ復帰させるので、人は強盗を殺してもよい。復帰するところが戦争状態であり、しかも当時の共通了解として、戦争に規則や法はないという理解のもとで書かれているので、強盗を殺すことが許容されるのである。ところが、災害時では、通常時の倫理や法がいったん括弧に入れられるが、上述の原理(B)「できるかぎり、人の尊厳への配慮、人権への配慮、連帯への配慮などをすべきである」のように、それらは背景に存在しており、災害時の行動に制約を加えている。通常時から災害時への移行は、通常時の倫理的原理を背景にもちながら行われるといえる。

災害時と戦争時は、このように共通点と相違点をもっている。自然状態や戦争状態の考察は、社会状態における法や権利の正当化の基礎となると社会契約説では主張す

る。そのような役割を災害時の倫理の考察に期待するのは過大な要求であろうが、少なくとも、通常時の倫理の基盤に、災害時に前面に現われる自己保存への要求があることを、災害時の倫理の考察は示しているといえることができる。

注

1. R.W.Perry, "What is a disaster?" in *Handbook of Disaster Research* (eds. H. Rodriguez, E.L. Quarantelli, R.R.Dynes) Springer, 2006, p.1.
2. RFM.Gill, "Classification of disasters" in *Making Sense of Disaster Medicine* (eds. J.IDM.Matheson, A.Hawley), Hodder Arnold, 2010, chap.4.
3. P.Moffet, "Definition of a Disaster", in *Oxford American Handbook of Disaster Medicine* (eds, R.A.Partridge, L.Proano, D.Marcozzi), Oxford University Press, 2012, chap.1.
4. E,R,Noji, "The Nature of Disaster: General Characteristics and public Health Effects" in *The Public Health Consequences of Disasters* (ed,E.K.Noji), Oxford University Press, 1997, chap.1.
5. R.A.Jones, "The disaster cycle: an overview of disaster phases" in *Oxford American Handbook of Disaster Medicine* (eds, R.A.Partridge, L.Proano, D.Marcozzi), Oxford University Press, 2012, chap.3.
6. S.W.A.Gunn, *Dictionary of Disaster Medicine and Humanitarian Relief* (second edition), Springer, 2013.
7. その際に生ずる法的問題については次を参照。永井幸寿「災害医療におけるトリアージの法律上の問題点」研究紀要『災害復興研究』第4号、pp.85-89
8. 戦争あるいは戦闘におけるトリアージでは、災害における非緊急治療群に対応する治療群が最優先される。理由は、治療によって兵士をすみやかに隊に復帰させることが最優先されるからである。
9. 岡本天晴・櫻庭和典「トリアージの倫理」『医学哲学・医学倫理』1997 第 15 号 pp.72-84.
10. D.K.Sokol, "The ethics of Disaster Medicine" in *Making Sense of Disaster Medicine*, chap.13.
11. The State Expert Panel, "Ethics of Health Care Disaster Preparedness", <http://pandemic.wisconsin.gov/docview.asp?docid=14447>
12. Robert Baker and Martin Strosberg, "Triage and Equality: An Historical Reassessment of Utilitarianism Analyses of Triage", *Kennedy Institute of Ethics Journal*, Vol.2, No.2, 1992, pp.103-123.
13. しかし、その著作、*Surgical Memoirs of the Campaigns of Russia, Germany, and France*, transl. by J.C. Mercer, Philadelphia, 1832 の該当頁にその種の表現は見当

たらない。念のため、類書である D.J.Larrey, *Memoir of Baron Larrey: Surgeon-in-chief of the Grande Army* (1861), Kessinger Legacy Reprints, 1861 にも当たってみたが、やはり同様の表現を見つけることができなかつた。不思議なことである。

14. J.ロールズは『正義論 (*A Theory of Justice*)』(1971)で、公正な仕方で善・財を配分する原理(正義の原理)を社会契約説の現代版でもってみちびいた。その際、公正とは、自由で合理的に判断できる人々が原初状態で合意するということに求められた。原初状態とは、社会契約論での自然状態のロールズ版であり、個々人が自分と他者の能力(身体的、知的等)や立場(生まれ、階級、人種等)にかんする知識をもたない(無知のヴェールに覆われた)状態であり、このような状況で各人は合理的に同様の判断を下すと想定された。

15. D.ヒュームは、公平や正義の規則が人々の置かれた状況に依存すること、そしてそれら規則の起源と存在が効用のうちにあることを論じる文脈で次のように述べる。

「社会が生活に必要なすべてのものの不足に陥り、どれだけ儉約し勤勉にしても多くの人々が亡くなっていき、皆がきわめて貧困な状態にあるとしよう。私が思うに、このような逼迫した状況では、正義の厳密な法は一時停止され、必要と自己保存というより強い動機に取って代わられるということは、容易に許容されるだろう。」

(D.Hume, *An Enquiry Concerning the Principles of Morals*, (ed, and with an Introduction by J.B.Schneewind), Hackett Publishing Company, 1983, p.22. ヒュームのいうように、あらゆる物資が不足する極限的状況にあつては自己保存が倫理の最終的基盤になる。しかし、トリアージの倫理で見たように、そのような場合でも、通常時の倫理原理はできるかぎり遵守されるべきものであるというのが、現代では共通了解としてある。

16. 本稿では、災害時の倫理的行動原理を考察しているが、これとは異なり、原理や規則に従うのではなく、①行為者がおかれた状況に含まれる道徳的価値を的確に見取り、②その価値に対して適切な感情で向き合い、③そうした認知と感情に基づいて的確に行為すること、を可能にする「徳」を中心に防災について論じた論文として次を参照。立花幸司「見えないものを見るー徳倫理学の立場から考える防災の倫理」山口大学時間学研究所(編)『時間学の構築 I 「防災と時間」』恒星社厚生閣、2015。

17. 吉村昭『三陸海岸大津波』(文春文庫 2004)の昭和8年の津波で命からがら助かった子どもたちの作文を読むと、家族の全員を待たずにまずは避難できる者が、家族や近所の人と一緒に避難し、津波が目前に迫る場面では各自がそれぞれで難を回避する様子が見てとれる。いわゆる「津波てんでんこ」もまずは自分が避難することを原理としている。篠澤和久「災害ではどんな倫理的問いが出されるのかー「津波てんでんこ」を手がかりとして」(直江清隆・越智貢共編『災害に向きあう』岩波書店 2012, II-1)は、「てんでんこ逃げよ」が「(災害時に)他者を助けなければ」という人間として自然な内発的感情に強く抵触する」として、両者の調停を「津波てんでんこ」

んこ」は家族や地域での強い信頼関係に支えられてはじめて本当の意味で実現できる」という点に見出している。これは、ほとんど犠牲者を出さなかった釜石小学校の児童のように、親と離れた場所で避難する場合には当てはまっても、目前で家族を亡くした人についてはどうだろうか。本稿では、人は家族や地域の「つながり」の共助の中で避難するが、自らの命に危険が迫る場合には、自らの救助を優先して構わないこと、そして自らの安全が想定される条件下では、家族、友人をはじめとして、できるだけ多くの人命の救助、安全確保に努めるという原理を提唱した。また、共助から外れて、自助によっていったん生命の危機を回避した人が向かうのは、家族や地域の人びとが集合している場所である。そこでは共助という「つながり」が復活する。そしてやがて、公助が開始される。通常時に、共助や公助の中で生きてきた人は、それを期待できない極限の状況下では一人の自己保存を求める存在と化すが、やがては再び共助、公助の網の中に安全な場所を見出すといえる。その意味で、「津波でんでんこ」は共助の網を外れた一時的な自助の姿を示している。

18. 災害において自分では避難することが困難な、いわゆる災害弱者については、自助にかんする(A1)ではなく、救助者にかんする(A)「できるだけ多くの人命の救助、安全確保に努める」が関係してくる。これは、本稿が次に述べることも関係するが、災害弱者については避難の仕方やその経路、援助者を事前に十分検討することで対処すべきである。

19. 「Crossroad(クロスロード)」は、文科省大都市大震災軽減化特別プロジェクト(林晴男研究グループ)の市販されている成果物であり、災害の前、直後、その後の判断の分かれ道(クロスロード)を描いている。今、手元にあるのは、「神戸・一般編」と「市民編」である。災害に直撃された人、被災者、消防隊員、救急隊員、市民などの立場から、ジレンマの生ずる問題に対してイエス、ノーで答え、数人で議論しあうものである。このゲームでは正解は提示されないが、本稿で掲げる原理はそうしたクロスロードに一つの回答を与えることができる。「クロスロード」のように災害時のジレンマについて学習するのも大事だが、たしかな行動原理があれば、迅速に、しかも倫理的罪責感を抱えることなしに行動することができる。

20. J.ロック『市民政府論』鶴飼信成訳、岩波書店1968、第三章。

*本稿は、科学研究費補助金に基づく研究「応用倫理学諸領域の議論の検討に基づく災害時の倫理学の構築」(基盤研究(C)、課題番号26370024)の研究成果の一部である。